紅葉山文庫における外交関係文書の保管

髙 橋 喜 子*

1. はじめに

本稿では、紅葉山文庫に保管されていた外交関 係文書に焦点を当て、文書管理体制の一端を明ら かにする。紅葉山文庫は、一般に将軍家あるいは 幕府の図書館といわれ、幕府が収集した書籍を保 存・管理していた施設として知られている。しか し、実際には書籍だけではなく、幕府が作成した 文書や記録類も保管しており、公文書館のような 役割も兼ね備えていた。それにも関わらず、図書 館と称されてきた背景には、戦前から行われてい る研究が主に図書館関係者によるものであったこ とに起因している1。近年では、アーカイブズ学 への関心の高まりなどから、文庫の文書や記録類 に言及した研究も存在するものの、書籍に比べ、 文書管理の実態は部分的にしか明らかにされてい ない²。外交関係文書に関しては、目録などによ り、紅葉山文庫で保管していた事実は判明してい るものの、具体的にどのように管理されていたの かは不明である。今回は、外交関係文書の中でも 朝鮮書翰(朝鮮通信使が来聘した際に朝鮮国王と 将軍との間で取り交わした書翰)を取り上げ、文 庫内での保管状況を明らかにする。

2. 紅葉山文庫の概要

紅葉山文庫は江戸城内に設置された幕府の文庫 である。慶長7年(1602)、徳川家康は収集した

貴重書を保管するために、江戸城本丸南端の富士 見の亭に文庫を開いた。その後、寛永16年(1639) に歴代将軍の霊廟があった紅葉山に蔵書を納める 建物が新築される。これが紅葉山文庫と称され る施設である³。文庫は書物奉行とその配下の書 物同心が管理しており、奉行、同心から構成され る文庫の管理組織を書物方という。文庫では国 書、漢籍、洋書などの書籍の他、幕府が作成した 文書や記録類 (公文書)、編纂物等も保管してい た。江戸時代においては、現在のように、書籍と 文書を厳密に区別していなかった。それ故、紅葉 山文庫では、書籍も文書も一緒に保管されており、 現在の文書館と図書館の両方の機能を持った施設 となっている。資料貸借等の紅葉山文庫の活動状 況は、書物奉行の職務日誌である「御書物方日記」 によって詳しく知ることができる。

「御書物方日記」は、宝永3年(1706)~安政4年(1857)まで計225冊が現存し、原本は国立公文書館に所蔵されている⁴。日記には、文庫内の資料の貸借、風干⁵の実施、目録編纂等の文庫の業務情報のほか、書物奉行と書物同心の任命や退職、親族の出生や死亡等の人事情報など、文庫の業務や職員に関わる多様な情報が書き留められている。本稿ではこの史料を主な使用史料として用いる。

文庫の資料群は、『元治増補御書籍目録』 6に よれば、経部・史部・子部・集部・附存部(いわゆる漢籍。漢文等で著された資料)、国書部(日本人が著した資料)、御家部(幕府や将軍家に関わる資料)、封印物之部(書物方が他所から預かっ

^{*}お茶の水女子大学大学院院生

ている資料)の四つに大別できる⁷。このうち、幕府が作成した文書や記録類は、御家部と封印物之部に収められる⁸。御家部の例としては、国絵図、朝鮮・琉球との書翰、日光社参関係書類、寛政重修諸家譜等が挙げられ、封印物之部は、武家諸法度、領知宛行状、屋敷改帳、欧米諸国との条約関係文書等が挙げられる。列挙した資料をみてわかるように、文庫には、幕府や将軍家にとっての重要文書が保管されていた。文庫に文書を保管する理由としては、城内で火事が起きた際にも、燃え移りにくい場所であること、歴代将軍の霊廟や宝蔵などが置かれたメモリアル・エリアであったこと、などが指摘されている⁹。

3. 文庫に保管された外交関係文書

3.1 幕府の対外関係と外交関係文書

江戸幕府は、対馬藩、薩摩藩、松前藩、長崎、 四つの窓口を通して、朝鮮 (対馬藩)、琉球 (薩 摩藩)、アイヌ(松前藩)、清(長崎)、オランダ(長 崎) と交易関係にあった。紅葉山文庫には、朝鮮 書翰のほか、琉球書翰(琉球使節と幕府が取り交 わした書翰)、条約関係文書(幕末に幕府が欧米 諸国と取り交わした条約文書及び関係書類)が保 管されている。朝鮮書翰と琉球書翰は、使節来聘 の際に必ず以前の書翰が参照されており、来聘後 には新たな書翰が文庫へ預けられる仕組みであっ た。書翰の定期的な風干も実施されており、管理 も行き届いていたといえる。なお、清やオランダ との外交関係文書に関しては、目録を見る限り、 確認できない。また、江戸初期においては、安南 (ベトナム)、暹羅(タイ)、東埔寨(カンボジア)、 呂宋(フィリピン)など、東南アジア諸国との文 書のやり取りもあり10、書翰の模写が「外蕃書翰」 として紅葉山文庫に収められている11。

さて、本稿で取り上げる朝鮮書翰について、解 説しておきたい。江戸時代、主に将軍の代替わり ごとに、朝鮮から朝鮮通信使が来聘した。朝鮮通 信使とは、15世紀から19世紀、朝鮮国王が日本の足利将軍、徳川将軍に対して派遣した使節である。そして、使節派遣の際、将軍と朝鮮国王との間で取り交わした書翰が朝鮮書翰である。紅葉山文庫には、朝鮮国王からの来翰、及び将軍からの返翰の写が保管されていた。『元治増補御書籍目録』によって、慶長12年(1607)以降の書翰は文庫に納められていたことが確認できる。本稿では、主に江戸時代中期、六代将軍家宣から九代将軍家重の時代までを取り上げる。

3.2 外交関係文書の取り扱い

朝鮮書翰をはじめとする外交関係文書は、文庫 内で、どのような取り扱いになっていたのだろう か。朝鮮書翰の保管状況の具体的な分析を行う前 に、文庫の資料全体の取り扱いの区分を示し、中 でも外交関係文書の取り扱いについて、説明を加 えておきたい。先行研究では、文庫の資料を検討 する際、文庫の目録である「御書籍目録」を参考 にしている。しかし、文書の取り扱いのあり方を 検討する上では、封印者(文書の作成ないし管理・ 保管の責任者) にも注目すべきである。そこで、 筆者は、封印者を基準に、以下のように文庫の資 料を区分した。表1は文庫の資料の取り扱い区分 を列挙したものであり、図1は、その階層構造を 図で示したものである。封印者は、宝永~享保期 (1704~1735) にかけて変動があるものの、宝暦 期以降(1751~)は安定してくる。そのため、今 回は宝暦期頃の封印者の区分を示す。

なお、封印とは、紙に封印者の署名などを記し、その紙を、文書の入った長持や文書箱に、蓋と本体を結びつけるように貼り付ける、もしくは結びつける状態であったと推測され、物理的な密閉状態を示すわけではない。捺される印には神仏の力が宿ると考えられていたようだが、江戸時代においては、開封されたかどうかの確認、及び責任の所在と管理権を示すという意味合いもあった12。

文庫の資料について、封印者を基準に区分する

表1 資料の取り扱い区分(宝暦頃)

老中:御条目御法令(武家諸法度)、御朱印写(領 知宛行状)

各役職:表御右筆方御日記(表右筆)、奥御右筆 方長持(奥右筆)、屋敷改御帳箱(屋敷 改)、朝鮮畫翰(書物奉行)、琉球畫翰(書 物奉行)

封印なし:書籍、文書・記録類

※大部分の資料は封印なしである。



図1 封印者を基準にした資料の階層構造



と、「老中」、「各役職」(書物奉行含む)、「封印な し」の三種類に大別できる。文庫の資料の大部分 は封印なしの資料であることから、封印する資 料は、文庫内の資料の中でも特別な資料といえる。 上位の役職者が封印するほど、重要な文書であっ た。従って、老中封印であれば、幕府において

最も重要な文書と位置づけられる。表1をみると、朝鮮書翰や琉球書翰は書物奉行封印であることがわかる。老中封印の武家諸法度や領知宛行状と比べた場合、朝鮮書翰の文書の重要度は相対的に低いといえる。なお、幕末の欧米諸国の条約関係文書は老中封印であった。この点に関しては後述する。朝鮮書翰と琉球書翰は、正徳期頃(~1715)までは若年寄であったが、享保期以降(1716~)に封印者が変更される。本稿では、朝鮮書翰の封印者の変化に注目し、封印者の変化と文書の位置づけについて考えたい。

4. 朝鮮書翰の保管状況の変遷

朝鮮書翰は、少なくとも宝永6年(1709)には文庫で保管されていたことが、「御書物方日記」から確認できる。六代家宣・七代家継の宝永~正徳期から八代吉宗の享保期にかけて、朝鮮書翰は定期的に風干する決まりとなり、文庫での保管体制が整備される。一方、文書の位置づけを示す封印者に関しては、六代家宣から九代家重にかけて、若年寄→老中→書物奉行と変化する。表2はその変化を一覧にしたものである。ここでは、風干と封印者に注目し、保管のあり方を明らかにすることで、六代家宣の宝永期から九代家重の宝暦期までの朝鲜書翰の位置づけを検討する。

まず、宝永~正徳期について述べる。朝鮮書翰は少なくとも宝永6年(1709)時には文庫で保管しており、若年寄封印であった¹³。このときには、定期的な風干は行われていなかったと思われる。正徳2年(1712)になると、若年寄封印の長持は書物奉行が風干するようにとの指示があり¹⁴、以降、朝鮮書翰には若年寄封印を施さなくなったのであろう。その後、朝鮮書翰は書物奉行封印ないし封印なしの状態で、毎年6~8月に風干していた。この時期、林大学頭封印の長持も書物奉行が風干するようになっており¹⁵、書物方で風干を行う資料の範囲がこれまでより広がった。朝鮮書

将軍	将軍との謁見(国書交換)	朝鮮書翰の預入	封印者(預入時)	備考
6 代家宣	正徳元年(1711)11月1日	正徳2年(1712)11月28日	不明	宝永6年(1709) 時は 若年寄封印
8代吉宗	享保4年(1719)10月1日	享保4年(1719)11月18日	老中	
9代家重	延享5年(1748)6月1日	寛延4年(1751)4月15日	書物奉行	
10代家治	宝暦14年(1764)2月27日	明和元年(1764)10月16日	書物奉行	
11代家斉	文化8年(1811)5月22日	文政3年(1820)3月24日	不明	江戸城ではなく、対馬 で応接(易地聘礼)。将 軍へ謁見はしていない。

表 2 朝鮮書翰の文庫への預入と封印者

※7代家継は将軍職就任後まもなく死去したため、通信使は来聘しなかった。

翰に若年寄封印を施さなくなり、書物奉行が風干するという変化は、書物方預かりの文書全体の取り扱いの変化と連動しているといえる。

次に、享保期の朝鮮書翰の保管状況について述 べる。享保4年(1719)に八代吉宗の朝鮮書翰 が文庫へ新規に預け入れられたが、この時は老中 封印であった¹⁶。享保期には、これまで若年寄封 印だった武家諸法度が老中封印となるなど17、文 書の性質や重要度、作成責任者の如何によって取 り扱いが一部変更された。これは、享保改革期に 文書管理体制が整備されたこと、表面的には老中 が幕府の政治機構を支える最高官僚として重視さ れたことなどが関係していると考えられる¹⁸。こ の時期、朝鮮書翰が預入時に老中封印となった背 景には、幕府の文書管理体制の整備や政治機構 の改革の影響が指摘できよう。また、享保期に は朝鮮書翰の保管体制が整えられている。享保6 年 (1721) に朝鮮書翰の風干が実施されており¹⁹、 この時、朝鮮書翰の風干の際には、書物奉行が風 干し、封印することが確認された。以降、毎年6 ~8月の風干時には、書物奉行が朝鮮書翰の入っ た箱(長持)を開封、書翰を風干し、再度、箱を 封印して保管する決まりとなる。正徳期以降、慣 例的に行われていた風干の体制が、享保期に確立 し、以後の保管体制の基盤を構築した。

続いて、宝暦期の朝鮮書翰の保管状況を検討する。 寛延4年 (1751) に九代家重の朝鮮書翰が文庫へ新規に預け入れとなる²⁰。この際、書物奉行

は、老中の指示で奥右筆から朝鮮書翰を受け取り、 書物奉行自身が封印して文庫に納めている。前回 の享保期の預け入れ時には老中封印であった朝鮮 書翰が、今回は書物奉行封印となっている点は注 目すべきである。以降、預入時も風干時も書物奉 行封印となる。老中封印から書物奉行封印に変更 された事実は、幕府内での朝鮮書翰の位置づけが 変化し、これまでよりも書翰の位置づけが低下し たことを示す。日朝関係は、18世紀後半以降、日 本、朝鮮双方の自己意識が変容し、これまで取り 行われていた外交儀礼が成立しえなくなってい く21。この時期の朝鮮書翰の封印者の変化は、あ るいはそうした状況の萌芽ともいえるかもしれな い。外交関係文書の取り扱いは、対外認識や自己 認識などに、間接的であるとはいえ、少なからず 影響を受けると考えられる。

最後に、補足として、幕末の欧米諸国との条約 関係文書について言及しておきたい。次の史料は 『元治増補御書籍目録』の封印物之部である。

封印物之部

御代々御法令 御老中封印	一箱
御朱印写入御長持 同上	十一棹
梵鐘鋳換之官符 同上	一箱
御黒印并下知状 同上	一箱
御城内分割総図 同上	一箱
異国條約書入御長持 同上	三棹
屋敷改帳入長持 屋敷改封印	二棹22

封印物之部には、封をされたまま文庫に納めら れている資料が掲載されている23。このうち、「御 代々御法令 | は武家諸法度であり、「御朱印写入 御長持」は領知宛行状の入った長持を指す。そし て、「異国條約書入御長持」には、欧米諸国との 条約関係文書が収納されていた。条約関係文書を 文庫で保管していたという事実は、幕末に至るま で外交関係文書は文庫で保管する体制であったこ とを示すものといえる。史料から、「異国條約書 入御長持|は、老中封印であり、最重要文書にあ たる武家諸法度や領知宛行状と同格の取り扱いで あることから、幕府は条約関係文書を極めて重要 な文書として捉えていたことがわかる。この時期、 欧米諸国との関係は、幕府のみならず日本全体の 重要問題であり、幕府の対外認識が、文書の保管 のあり方にも影響していると考えられる。また、 性質の異なる朝鮮書翰と条約関係文書を単純に比 較することはできないが、条約書と書翰における 文書の効力の違いなども反映されているのではな かろうか。

5. おわりに

本稿では、紅葉山文庫に保管されていた外交関係文書、中でも朝鮮との外交文書である「朝鮮書翰」に焦点を当て、文庫における文書管理の実態を検討した。六代家宣~八代吉宗の宝永~享保期にかけては、文庫全体の文書管理や文書秩序の中で、朝鮮書翰の保管体制が整備された。九代家重の宝暦期にも、定期的に風干する体制は引き継がれているものの、封印者は老中から書物奉行へ変更され、幕府内での朝鮮書翰の位置づけが変化したことが判明した。これは、両国の外交関係、互いの自己認識の変容の表れとも考えられる。また、欧米諸国との条約関係文書を老中封印で保管していた事実は、幕末においても文書の位置づけに応じた保管がなされていたことを示す。外交関係文

書の保管状況は、幕府内での文書の位置づけが反映されており、その背景には、幕府全体の文書秩序や文書管理のあり方、文書の持つ効力、対外認識、自己認識など、複数の要因が影響していたのである。

注

- 1 樋口龍太郎「紅葉山文庫物語」(上)(中)(下) (余録)(『図書館雑誌』通号78・79・81・83、1926 年4月・5月・7月・10月)、市島謙吉「幕府の蔵 書は如何に取扱はれたか」(『図書館雑誌』通号143、 1931年10月)、森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』 (昭和書房、1933年〈複製版:臨川書店、1978年〉)。
- 2 福井保『紅葉山文庫』(郷学舎、1980年)、藤 實久美子「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺家」 (同『近世書籍文化論 史料論的アプローチ』吉 川弘文館、2006年)、大友一雄「江戸幕府における 記録管理・アーカイブズ・歴史叙述」(渡辺浩一 編「「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研 究」研究成果年次報告書平成19年度」(平成16~19 年度科学研究費補助金 基盤研究(A)【課題番号 16202013】)、2008年2月)、拙著「紅葉山文庫にお ける幕府文書の管理―「御朱印写」を事例として 一」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究 篇』第11号(通巻第46号)、2015年3月)。
- 3 ただし、「紅葉山文庫」という名称は明治以後に 付けられたもので、当時は「御文庫」などと称し ていた。
- 4 日記の一部には、標題が「御書物方留牒」とされているものがある。現在、国立公文書館デジタルアーカイブ〈http://www.digital.archives.go.jp/〉において日記の全文が公開されている。
- 5 風干とは、虫やカビを防ぐため、書物などを日 干したり、風にあてたりすること。虫干、曝涼、 風入などともいう。
- 6 元治元年(1864)~慶応2年(1866)にかけて編纂された紅葉山文庫の目録。清書本が宮内庁書陵部に、明治期に太政官で書写した写本が国立公文書館に伝わっている(中村一紀「宮内庁書陵部所蔵『楓山文庫御書籍目録』について」『日本歴史』第715号、2007年12月)。
- 7 『元治増補御書籍目録』において、封印物之部は 御家部の末尾に付されていることから、御家部に 含まれると考えることもできる。福井保は、封印 物之部を御家部に含め、文庫の資料を、漢籍、国 書部、御家部の三大別としている(福井保『紅葉 山文庫』郷学舎、1980年)。しかし、①封印物之部

として御家部とは区別されていること、②両者は 文書の取り扱い方法が異なること、という二点か ら、本稿では御家部と封印物之部を分けて記すこ とにした。

- 8 御家部と封印物之部はともに、幕府が作成した 文書や記録類が分類されるが、両者には決定的な 違いが一つある。それは、前者は書物奉行が風干 や封印を扱える資料であるのに対し、後者は書物 奉行が風干や封印を扱えない資料であるという点 だ。この点について詳しくは、拙著「紅葉山文庫 における幕府文書の管理―「御朱印写」を事例と して一」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ 研究篇』第11号(通巻第46号)、2015年3月)を参 照されたい。
- 9 大友一雄「江戸幕府における記録管理・アーカイブズ・歴史叙述」(渡辺浩一編「「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」研究成果年次報告書平成19年度」〈平成16~19年度科学研究費補助金 基盤研究(A)【課題番号16202013】〉、2008年2月)。
- 10 近藤重蔵編「外蕃通書」(近藤瓶城編、近藤圭造 校訂『改定 史籍集覧 第21冊』近藤活版所、1901年)。
- 11 「外蕃書翰」は、江戸時代の外交文書の模写図 集である。長崎奉行や書物奉行を勤めた近藤重蔵 (1771~1829) が、外交関係資料を編纂して作成し た「外蕃通書」の参考図録として作成された。文 政元年(1818) に完成し、紅葉山文庫と昌平坂学 間所へ納められた(国立公文書館編『内閣文庫百 年史 増補版』汲古書院、1986年、72頁)。
- 12 当時の文書の封印のあり方については、大友一雄が寺社奉行の文書管理を述べる中で検討している(大友一雄『江戸幕府と情報管理』臨川書店、2003年)。
- 13 「御書物方日記」宝永6年(1709)7月5日条。
- 14 「御書物方日記」正徳2年(1712)7月1日条。
- 15 「御書物方日記」正徳2年(1712)6月25日条。
- 16 「御書物方日記|享保4年(1719)11月18日条。
- 17 「仰出之留 享保 2 4 年」(国立公文書館、請求 番号:179-0187)。
- 18 辻達也『享保改革の研究』(創文社、1963年)、 大石慎三郎「吉宗政権の性格について」(同『享保 改革の商業政策』吉川弘文館、1998年)、大友一雄 『江戸幕府と情報管理』(臨川書店、2003年)、大石 学『近世日本の統治と改革』(吉川弘文館、2013年)。
- 19 「御書物方日記」享保 6 年(1721) 7 月29日・30 日条。
- 20 「御書物方日記」寛延4年(1751) 4月15日条。 寛延4年10月27日、「宝暦」と改元。

- 21 池内敏『大君外交と「武威」』(名古屋大学出版会、 2006年)
- 22 『元治増補御書籍目録』御家部・外品目録・封印物之部(小川武彦・金井康編『書誌書目シリーズ16 徳川幕府蔵書目 第7巻』ゆまに書房、1985年、65頁)
- 23 封印物之部の掲載経緯について、『元治増補御書籍目録』御家部の凡例には以下のようにある。
 - 「一 御代々御法令ノ如キ、鍼封ノマ、御文庫二置カル、モノ数櫃アリテ、重訂目二載セス、固ヨリ書櫃ノ内、点検スヘキニアラサレトモ、御文庫内ニ存セルヲ載セサルハ脱漏ニ似タリ、故ニ今鍼封ノモノヲ画ク集メテ、外品目録トシテ此部ノ末ニ附シ、書櫃検閲ノ便ニス、」

(小川武彦・金井康編『書誌書目シリーズ16 徳 川幕府蔵書目 第7巻』(ゆまに書房、1985年、11 ~12頁)。なお、判読しづらい箇所について、国立 国会図書館所蔵の「御書籍目録」(元治目録)の写 本を参考に補った。